

第4章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は、

- ① リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、
- ② リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、
- ③ 措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証、措置の再検討）

からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである（平成27年10月1日改訂）。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

イ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画」の策定

及び実態調査

サーベイランス・モニタリング中期計画（有害化学物質：平成28年1月8日公表、有害微生物：平成24年3月23日公表。）（「サーベイランス」とは問題の程度や実態を知るための調査を、「モニタリング」とは矯正的措置をとるかどうかを決定するための調査をいう。）に基づき作成した平成28年度のサーベイランス・モニタリング年次計画に従って実態調査を行った。また、有害化学物質については、平成28年に公表された中期計画に基づき、有害微生物については、平成29年度から平成33年度までを対象とした新たな中期計画（平成28年12月26日公表）を策定するとともに、これに基づき、平成29年度のサーベイランス・モニタリング年次計画を策定した（平成29年3月3日公表）。

(2) 食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

平成28年度は、コーデックス委員会の各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、平成28年度のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づく各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における含有実態調査等を実施した。国際的なリスク評価機関がリスク評価を予定していた有害化学物質について、含有実態調査の結果を国際的なデータベースに提出した。

平成28年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減させるため、平成23年8月に公表した「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」に基づく水稻のカドミウム吸収抑制対策、植物を用いた土壤浄化対策及び客土対策を推進するとともに、従来から農地の浄化に用いてきた品種より栽培しやすく、高いカドミウム吸収性を持つイネ品種を選抜した。

b ヒ素

コーデックス委員会食品汚染物質部会(CCCF)におけるコメ中のヒ素汚染防止及び低減に関する

る実施規範作成並びに玄米中の無機ヒ素の最大基準値設定の検討について、作業部会の議長国として議論に貢献した。また、コメ中のヒ素低減に係る研究及び水田土壤中ヒ素の含有実態調査を実施した。

c かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の対策を推進した。

また、平成24年2月に公表した「米のかび汚染防止のための管理ガイドライン」に基づく乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを生育させないための対策を推進した。

さらに、CCCFにおける穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範等の検討に参画した。

(イ) 有害微生物

平成23年6月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び平成27年9月に公表した「スプラウト生産における衛生管理指針」に基づき、野菜の生産から出荷段階における衛生管理上の対策を推進した。

また、収穫直前のトマト、きゅうりや、栽培に使用する水等の微生物実態調査を行った。

イ 畜水産物

(ア) 有害化学物質

a メチル水銀

CCCFにおける魚類中のメチル水銀の最大基準値の設定及び対象魚種検討の議論に参画した。

b ダイオキシン類

畜水産物中のダイオキシン類濃度の経年的変化を把握するため、畜水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

c 海洋生物毒

平成27年3月に公表した「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」及び「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」に基づき、二枚貝等中の貝毒の監視及び出荷規制等の管理を推進した。

(イ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトジェネス及びノロウイルス）について汚染実態調査を行った。

生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぎ、

安全な牛肉・鶏肉・鶏卵を生産するため、「生産衛生管理ハンドブック」（平成24年、平成25年公表、平成27年一部更新）に示した対策を推進した。また、畜産物の生産者向けに、平成24年度から平成26年度までに実施した畜産物の汚染実態調査を結果集としてまとめ、平成28年12月から平成29年3月に公表した。

平成28年6月、「養殖ヒラメに寄生した*Kudoa septempunctata*による食中毒の防止対策」（平成28年6月23日付け28消安第1393号）を通知し、養殖ヒラメのクドア・セプテンパンクタータの感染防止対策等を推進した。

また、消費者向けに、食中毒を防ぐために家庭でできることをまとめた動画「楽しい食生活のために一食中毒を防ごう」を作成し配信した。さらに、同テーマを題材にしたセミナーを開催した（平成28年12月）。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、多環芳香族炭化水素類（PAH）、3-MCPD脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類、トランス脂肪酸等の含有実態調査を行った。

食品関連事業者が行う有害化学物質の低減に向けた取組を支援するため、それぞれの事業者と繰り返し意見を交換した。

また、消費者を対象とした説明会等を通じて、食品中のアクリルアミドを減らすために家庭でできることをまとめた「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」（平成27年10月公表）を普及した。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

平成27年6月に策定した「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」に基づき、科学的な根拠に基づく行政施策・措置の決定を推進するため、以下の取組を実施した。

レギュラトリーサイエンスに属する研究への取組の拡大、理解の醸成等を図るため、同推進計画の別表としてリスト化している農林水産省が必要とする研究を更新する（平成28年10月12日公表）とともに、「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」で実施した研究（平成27年度終了課題）の研究成果報告会を平成28年11月に開催した。

このほか、レギュラトリーサイエンスに属する委託研究事業として、安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究や委託プロジェクト研究（食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト）を実施した。

(4) 農林水産物等の放射性物質の検査

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、必要な検査が円滑に実施されるよう、検査結果の解析、関係県に対する検査機器の整備の支援等を行った。

2 農畜水産物の安全確保

(1) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格

平成28年12月、普通肥料の公定規格の改正を行い、原料及び生産方法がほぼ固定化し、かつ、原料等から見て、安全性等について新たな知見が生ずるおそれも少ないと認められる肥料について、登録の有効期間を3年から6年に延長した。平成28年度末現在、普通肥料の公定規格は167種類設定されている。

(イ) 肥料の登録

平成28年度における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣によって登録された数は、1,316件、有効期間更新数は3,967件、平成28年度末における有効登録数は19,924件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成28年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は8,061件、平成28年度末における有効届出数は73,664件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成28年度における国の立入検査を308か所で実施し、収去した標品320点中、正常でないものは59点であった。また、収去せずに保証票等の表示を検査した標品365点中、正常でないものは62点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）において、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

(カ) 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

平成23年8月、農地土壤の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定するとともに、肥料原料として利用される下水汚泥等のうち、放射性物質が検

出されたもの（以下「原料汚泥」という。）の基準（200Bq/kg）及びその取扱い等を示した。平成28年度においても、下水汚泥等を原料とする肥料の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えないようするため、原料汚泥を肥料生産業者に供給する事業者から、原料汚泥の放射性セシウム濃度の報告を受けた。

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づき、28農薬年度（平成27年10月～平成28年9月）において、新たに登録された農薬は112件で、9月末における有効登録件数は4,314件となり、前年同期に比較して61件の減少となった。28農薬年度に登録された新規化合物は12種類であった。

(イ) 農薬の取締状況

農薬取締法第13条の2に基づき、平成28年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し69件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

また、21件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造・品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省及び食品安全委員会と連携を図りつつ、FAMICにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないよう、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

また、平成25年度から平成27年度まで実施した農薬による蜂蜜被害事例調査で判明した原因を踏まえて、都道府県が対策を実施するとともに、その対策の効果の検証等を行った。

(エ) 農薬の生産出荷

28農薬年度の農薬の生産額は3,806円（前年比2.4%減）、出荷額は3,733億円（前年比0.8%増）

となっており、生産額は減少し、出荷額は増加した。

(オ) 農薬の輸出入

28農薬年度の農薬の輸出額は、1,546億円（前年比6.0%減）であった。全輸出額に占める仕向別割合については、米国が27.2%を占めて最も多く、次いでブラジル11.0%、大韓民国9.8%となった。

一方、輸入額は938億円（前年比5.1%減）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合は、中国23.5%、ドイツ16.3%、インド9.4%であった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法第3条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）により設定している。

同省令に成分規格等が定められている特定飼料等のうち抗生素質の検定をFAMICで行った（平成28年度検定192件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るために、国産飼料（稻わらや稻発酵粗飼料、飼料用米）の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号）を改正し、11農薬につ

いて、稻わら、稻発酵粗飼料及び糊米の残留農薬の管理基準を設定又は改正した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第5条に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成23年農林水産省令・環境省令第1号）により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るために、飼料安全法第26条第6項において準用する第3条第2項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴き、飼料の公定規格を定めることができる。飼料の公定規格による平成28年度の検定は、1県及び1登録検定機関において、魚粉10銘柄について実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法第56条及び第57条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るために、FAMIC及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。平成28年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。平成28年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 平成28年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	565	3,178	3,743
収去件数	719	488	1,207
飼料	712	488	1,200
飼料添加物	7	0	7
収去品の試験結果			
正常件数	716	488	1,204
飼料	709	488	1,197
飼料添加物	7	0	7
違反件数	3	0	3
飼料	3	0	3
飼料添加物	0	0	0

表2 平成28年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	454
集取件数	118
集取品の試験結果	
正常件数	117
違反件数	1

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況

a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第12条及び第23条の2の規定に基づく製造販売業の許可件数は104件、医薬品医療機器等法第13条第1項、第3項、第23条の2の3第1項及び第3項の規定に基づく製造業の許可及び登録件数は151件、医薬品医療機器等法第13条の3第1項、第3項及び第23条の2の4の規定に基づく外国製造業者の認定件数は164件、医薬品医療機器等法第40条の2第1項及び第3項の規定に基づく修理業の許可件数は185件であった。

b 医薬品医療機器等法第14条第1項及び第9項の規定に基づき承認された医薬品及び医薬部外品は、それぞれ210品目、26品目、医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項及び第11項の規定に基づき承認された医療機器及び体外診断用医薬品機器は、それぞれ17品目、10品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

医薬品医療機器等法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この制度は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニングを行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うというものである。平成28年度に見直しの対象となる122成分について、平成28年3月、関係者に通知し、スクリーニングを実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

医薬品医療機器等法第83条の3の規定に基づき、畜水産物の安全性を一層確保するため、未承認医薬品及び人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等として食品衛生法の規定に基づき食品

において「不検出」とされている物質を含有する医薬品につき、家畜等への使用を禁止している。平成28年度末時点では、クロラムフェニコール、マラカイトグリーン等15の物質を家畜等への使用が禁止されている物質として指定している。

また、動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等を介して人の健康を損うおそれのあるものについては、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）により使用者が遵守すべき基準（使用基準）を定めている。平成28年度は、4種類の動物用医薬品について使用基準の設定又は変更を行った。

(エ) 検定等の検査

表3 医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成28年度の検定状況

生物学的製剤（受付件数399件）	
合格	383件
不合格	10件
中止	6件

表4 医薬品医療機器等法第69条第4項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成28年度の収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	15件	0件	5件
抗生素質製剤	3件	0件	2件
生物学的製剤	20件	0件	0件

(オ) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため、都道府県の薬事監視員を対象に実施されている。平成28年度は平成28年10月27日に開催し、医薬品医療機器等法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年8月、農地土壤の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用に当たっては、暫定許容値を下

回ることを確認するよう、周知徹底を図った。

イ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするために目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年8月、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、牛の飼養試験等のデータを活用して、同年2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgに改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、同年3月23日に改訂し、同年4月1日から適用した（表5）。

表5 飼料の放射性セシウムの暫定許容値

	暫定許容値 (Bq/kg)	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	100	40
(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)		

3 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生状況

ア 海外における主な家畜伝染病の発生状況

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、平成28年度も、世界的に広範囲にわたり発生が報告されている。また、本項目では拡大が懸念されているアフリカ豚コレラについても紹介する。

(ア) 口蹄疫

アジア地域においては、口蹄疫がまん延しており、平成28年度末時点で国際獣医事務局（OIE）により口蹄疫ワクチン非接種清浄国のステータスに認定されている国は、我が国、ブルネイ、インドネシア、シンガポール及びフィリピンの5か国のみである。

アジア地域では、これまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O及びAsia1型の3型の発生が報告された。

A型口蹄疫に関しては、平成28年7月にはモンゴルで発生が報告された。また平成29年2月には、韓国京畿道において、7年ぶりにA型の発生が報告された。O型口蹄疫に関しては、従来から東アジア地域で発生が継続している。韓国ではワクチン接種による疾病コントロールを実施しており、平成28年3月以降、11か月発生がなかったが、平成29年2月、忠清北道及び全羅北道において8件の発生が報告された。検査の結果これまでに韓国では発生の報告がない系統のウイルスであることが判明した。このほかに、中国でも、新疆ウイグル自治区、広東省等の4省・自治区において発生が報告されたほか、香港及びモンゴルにおいても、散発的な発生が報告された。

東アジア地域では、各国、ワクチン接種による疾病コントロールを実施している。

アジア地域以外では、アフリカ、中東等において本病の発生報告があった。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。

平成28年度には、アジア地域においても、11の国及び地域（日本、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、インドネシア、インド、ブータン及びラオス）で本病の発生が報告された。特に、韓国においては、平成28年11月以降、H5N6亜型のウイルスによる発生が広範囲で確認されており、平成29年3月までに343件の発生が報告された。また、平成29年2月にはH5N8亜型のウイルスによる発生も確認され、平成29年4月までに40件もの発生が報告された。さらに、中国では平成29年1月以降、高病原性を示すH7N9亜型のウイルスの発生が確認されており、平成29年3月までに広東省、湖南省等の4省・自治区での発生が報告されている。

アジア地域以外では、平成28年11月にハンガリーにおけるH5N8亜型の発生が確認された後、ドイツ、フランス、英国等ヨーロッパの広い地域で、継続して発生しているほか、北米アフリカ等での発生が報告された。

(ウ) アフリカ豚コレラ

ロシア及び東ヨーロッパにおいて、野生いのし及び豚における発生が続いている。特にロシアにおいては、平成29年3月にモンゴルとの国境付近のイルクーツク州でも、豚における本病の発生

が初めて確認された。

イ 国内における主な監視伝染病（家畜伝染病及び届出伝染病）の発生状況

平成28年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

(ア) 家畜伝染病

家きん類における高病原性鳥インフルエンザについては、12戸でH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた。その他の主な家畜伝染病発生状況は以下のとおり。

表6 その他の主な家畜伝染病発生状況

疾 病 名	発 生 戸 数	発 生 頭 羽 数
ヨーネ病	345	698
伝達性海綿状脳症 (めんま) (めんま)	1	1
腐蛆病	43	84
流行性脳炎	5	17

注1：発生頭羽数：当該疾病と確定診断された頭数。

注2：腐蛆病：発生頭羽数については、群数として表示。

注3：対象家畜が複数の場合、それぞれの畜種の発生数を合計。

(イ) 届出伝染病

牛白血病については、2,066戸で3,222頭の発生が認められ、昨年と同規模の発生となった。また、豚流行性下痢については73戸で119,438頭（発症頭数）の発生が認められ、昨年度と比較して減少傾向であった。オーエスキーニー病については、1戸で4頭の発生が認められた。その他の主な届出伝染病発生状況は以下のとおり。

表7 その他の主な届出伝染病発生状況

疾 病 名	発 生 戸 数	発 生 頭 羽 数
牛ウイルス性下痢・粘膜病	214	393
サルモネラ症	147	485
豚丹毒	555	2,107

注1：発生頭羽数：当該疾病と診断された頭数。

注2：対象家畜が複数の場合、それぞれの畜種の発生数を合計。

(2) 家畜防疫

ア 各種疾病的発生予防及びまん延防止対策

鳥インフルエンザ及び口蹄疫については家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第3条2項に規定される特定家畜伝染病防疫指針に基づき防疫対策を講じた。高病原性鳥インフルエンザについては、平成28年度は9道県において12戸の家きん農場で発生が確認されたが、全ての事例において迅速な防疫措置が実施され、まん延を防止することができた。口蹄疫については、平成22年の事例以降発生がなく、平成28年度も清浄性を維持した。

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、家畜伝染病予防負担金により、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を支援した。また、生産者による飼養衛生管理の向上を図るため、講習会の開催や指導推進計画の作成、指導獣医師等による農場指導等の取組等を推進した。日頃の飼養管理において家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）については、豚流行性下痢の発生や都道府県による飼養衛生管理基準の指導の徹底を促す家畜伝染病対策に関する行政評価・監視に基づく勧告等を踏まえ、平成29年2月に一部改正を行った。

イ 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策

(ア) OIEによる「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っており、我が国は、平成25年5月のOIE年次総会で、最上位である清浄度の高い「無視できるBSEリスク」の国に認定されており、平成28年度もそのステータスを維持した。

(イ) 我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13年9月に初めて確認されたが、平成21年1月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年1月生まれ（平成15年11月確認）であった。

BSE対策としては、家伝法牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び飼料安全法に基づき、全月齢の臨床疑い牛及び48か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成

15年法律第72号)に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施した。

(g) 農場サーベイランス（死亡牛BSE検査）

平成27年4月、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、農場サーベイランスにおける検査対象牛を、全月齢の臨床疑い牛及び24ヶ月齢以上の死亡牛から全月齢の臨床疑い牛及び48か月齢以上の死亡牛に変更するとともに、サーベイランスの集計手法について国際的な基準への整合性を図るなどの変更を行った。平成28年度は66,686頭の検査を実施し、陽性牛は一頭も確認されなかつた。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省では、食品安全委員会での評価結果に基づき、これまで輸入を禁止していた以下の国からの牛肉について、輸入を再開した。

- ① イタリア(平成28年5月再開、30か月齢以下)
- ② スイス(平成28年7月再開、30か月齢以下)
- ③ リヒテンシュタイン(平成28年7月再開、30か月齢以下)

ウ 家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組

牛のヨーネ病対策として、家伝法に基づく定期的な検査に加え、牛のヨーネ病防疫対策要領(平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

牛白血病(EBL)対策として、「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」(平成27年4月2日付け27消安第6117号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛白血病対策実施農場及び共同放牧場における検査及び陰性証明書の交付、吸血昆虫の忌避駆除対策等を推進した。

牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)対策として、「牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン」(平成28年4月28日付け28消安第734号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、BVD-MDが検出された農場等における検査及び持続感染牛の自主とう汰、ワクチン接種等を推進した。

豚のオーエスキーボー病対策として、平成3年からオーエスキーボー病防疫対策要領(平成3年3月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知)に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、生産者と一体となって発生予防と清浄化を推進した結果、全国

的に清浄化が進展した。地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等の取組を一層推進するため、平成29年3月、「オーエスキーボー病防疫対策要領」を改正した。

エ 各種疾病の発生予防

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家伝法に基づき、家畜伝染病予防負担金により、都道府県が実施する各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を支援した。

(3) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設及び機器整備

畜産農家の規模拡大・集団化等が進展する中、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となつてゐる。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイムPCR装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設及び機器を家畜保健衛生所に整備した。また、交差汚染による疾病的まん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備した。

イ 家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う地域一体となった取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行つた。

これにより家畜保健衛生所等が行った具体的な取組は以下のとおり。

(ア) BSE検査及び清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛BSE検査を確実かつ円滑に推進した。

検査の実施頭数は、(2)イの項を参照のこと。

(イ) 監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行つた。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

加えて、家畜保健衛生所が行う検査の信頼性を確保するため、精度管理を行ふに当たり必要とな

る講習会等の開催や検査機器の校正を行った。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るために、牛のサルモネラ感染症等の家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

(エ) 生産衛生の確保

卵のサルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた養鶏農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留並びに薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るために、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

また、PEDの発生を受け、PED防疫マニュアルに基づいた緊急消毒を実施した。

(カ) 農場のバイオセキュリティの向上

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえつつ、防鳥ネットの設置など、農場におけるバイオセキュリティを向上させる取組を推進した。

ウ HACCPの考え方をとり入れた生産衛生管理（農場HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCPの導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した（534名受講）。

また、農場HACCPを効率的に普及させるため、農場HACCP導入による高付加価値化に地域で取り組む際の技術指導を支援した。

エ 調査研究

第57回全国家畜保健衛生業績発表会は、平成28年4月18日及び19日の2日間、銀座プロッサム中央会館において開催し、全国の各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、2題が農林水産大臣賞に、20題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(4) 技術普及

平成28年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、さらに、家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。平成28年度は、家畜衛生講習会については農研機構動物衛生研究部門の本所、支所及び海外病研究施設、千葉県農業共済連で計12回開催され、延べ352名が受講した。また、家畜衛生研修会については、農研機構動物衛生研究部門の本所で計4回開催され、延べ182名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表8のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけではなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながった。

表8 平成28年度家畜衛生講習会及び研修会

種類	回数	受講人数		
		県職員	その他	計
①家畜衛生講習会	12	336	16	352
基本講習会	1	50	0	50
総合講習会	1	41	1	42
特殊講習会	10	245	15	260
牛疾病	1	42	3	45
豚疾病	1	44	3	47
鶏疾病	1	38	3	41
繁殖障害	1	7	0	7
病性鑑定	4	35	2	37
獣医疫学	1	27	1	28
海外悪性伝染病	1	52	3	55
②家畜衛生研修会	4	179	3	182
計（①+②）	16	515	19	534

(5) 検疫関係

ア 我が国における輸入停止等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を停止する措置（加熱処理したものは除く。）を講じている。

平成28年度は、高病原性鳥インフルエンザが発生したハンガリー、ドイツ、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、英国、ブルガリア、スペイン、米国テネシー州及びマレーシア並びにカナダ・オンタリオ州、デンマーク及びチリ州に対し、

生きた家きん、家きん肉等の輸入を、それぞれ禁止した。

なお、我が国では、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を、それぞれ禁止している。

イ 水際検疫の強化

(7) 動物検疫所への検疫探知犬の導入

動物検疫所では、平成28年度末までに、入国者の手荷物及び海外からの国際郵便物から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発するため、新千歳空港（2頭）、成田国際空港（4頭）、東京国際（羽田）空港（4頭）、中部国際空港（3頭）、関西国際空港（4頭）、福岡空港（3頭）、那覇空港（2頭）及び川崎東郵便局（2頭）に合計28頭を配置し、水際検疫を強化している。

(8) 入国者に対する質問、携帯品の消毒

家伝法に基づく、入国者に対する海外農場等への訪問歴や日本国内での家畜に触れる予定等についての質問及び必要に応じた衛生指導や手荷物等の消毒については、家畜防疫官の口頭質問により効率的かつ効果的に実施している。さらに、入国者への広報強化のため、航空会社、外国人技能研修生の受け入れを支援する関係団体等への協力要請も行っている。

ウ 輸出入検疫の実績

平成28年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績は牛は89,511頭（前年比95.4%）、馬は4,016頭（前年比82.3%）と、前年と比べて減少した。一方、豚は1,040（前年比209.7%）、初生ひなは566,957羽（前年比115%）、めん羊は19頭（前年実績なし）と増加した。山羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、初生ひなは34,320羽（前年実績なし）、馬は152頭（前年比75.2%）であった。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では2,713,582t（前年比104.5%）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は559,925t（前年比101.7%）、豚肉は1,027,934t（前年比107.6%）、家きん肉は960,733t（前年比105.2%）であった。肉類全体の輸出検疫実績は、15,498t（前年比114.6%）であり、牛肉は2,052t（前年比125.0%）、豚肉は3,295t（前年比142.5%）と前年より増加した。

表9 平成28年の輸出入検疫数量

（平成28年1月1日から平成28年12月31日までの集計）

（単位＝動物：頭羽、畜産物:t）

（－は検疫の対象外のため検査なし）

（かっこ内：対前年比。－は対前年の実績がないため百分率の出せなかつたもの。）

（動物）	輸出	輸入
牛	0	89,511 (95.4%)
豚	0	1,040 (209.7%)
めん羊	0	19 (-)
山羊	0	0 (-)
馬	152 (75.2%)	4,016 (82.3%)
兔	133 (55.6%)	9,531 (72.3%)
初生ひな	34,320	566,957 (115.0%)
他の偶蹄類	0	※19 (33.9%)
犬	6,624 (98.0%)	6,439 (101.5%)
猫	1,956 (98.7%)	2,236 (123.5%)
サル	-	5,834 (111.4%)

（畜産物）	輸出	輸入
骨類	1 (74.1%)	40,303 (102.9%)
肉類	15,498 (114.6%)	2,713,582 (104.5%)
臓器類	465 (89.6%)	79,540 (108.1%)
卵類	3,639 (144.7%)	7,832 (128.1%)
皮類	72,393 (97.1%)	34,856 (106.2%)
毛類	650 (211.1%)	4,089 (115.1%)
ミール類	7 (-)	1,592 (100.1%)
動物性加工たん白	-	582,381 (83.6%)
	-	158,522 (107.9%)

*他の偶蹄類として、アルパカ11頭、キリン4頭、ブーゼー4頭がそれぞれ輸入された。

エ 輸出入検疫協議の状況

(ア) 輸入検疫協議の状況

我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁（再開）要請に対し、原則として畜種ごとにリスク評価を実施し、輸出国（又は地域）における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性を確認できた場合に限り、輸入を解禁（再開）することとしている。

平成28年度は、リトアニアからの牛肉及び家きん肉に関する家畜衛生条件を新たに設定し、輸入を解禁した。また、ドイツの豚コレラに係る評価を終え、同国全土からの生鮮豚肉の輸入を解禁した。また、英国からの家きんの初生ひなについて、コンパートメント主義を適用する家畜衛生条件を設定した。さらに、鳥インフルエンザの発生により輸入停止措置を講じた国のうち、英国・アイルランド州、カナダ・オンタリオ州、米国・インディアナ州、ミズーリ州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州及びニュージャージー州並びにドイツ、デンマークについて鳥インフルエンザ等の清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を解除し、生きた家きん、家きん肉等の輸入を再開した。

(イ) 輸出検疫協議の状況

我が国は、平成25年5月にOIEから「無視できるBSEリスク」の国として認定されたことを踏まえ、各国に対し、精力的に輸出に向けた協議を行ってきた。その結果、平成28年度には、ブラジルへの加熱・加工された食肉製品及びシンガポールへの鶏卵の携帯品輸出が可能になった。また、タ

イへの牛肉輸出について、月齢制限が撤廃された。

(6) 獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るために計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年8月31日に公表された新たな国的基本方針に則し、平成28年度末までに45道府県が都道府県計画を策定・公表した。

イ 第68回獣医師国家試験

第68回獣医師国家試験は、平成29年2月14日及び15日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,296名中1,000名（77.2%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

ウ 獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、平成26年12月31日現在の状況を39,098名が届け出た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第68回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱、③獣医師法第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく診療施設の指定及び取消し等について審議が行われた。

オ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、診療施設の構造設備の基準及び診療施設の管理に関して、平成21年2月20日に獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示を施行した。また、獣医療分野におけるCTエックス線装置の使用の増加に伴い、平成26年6月26日に獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）の一部を改正する省令を施行した。これらの周知を図るために、都道府県の担当者を対象とした放射線防護に関する講習会を開催した。

4 魚類防疫対策

(1) 輸入防疫

ア 平成28年1月に水産資源保護法施行規則（昭和27

年農林省令第44号）を改正し、同年7月27日付け施行により、新たな輸入防疫制度の運用を開始した。新たな輸入防疫制度では、輸入防疫対象疾病を11疾病から24疾病に拡大するとともに、輸入許可の対象となる動物にアワビ、カキ、ホタテガイ等の貝類等を新たに追加した。そして、対象品目について、改正前の輸入防疫制度では、生きているもので、かつ、さけ科魚類では発眼卵及び稚魚、えび類では稚えびに限られていたが、新たな輸入防疫制度では、生きているものについては全ての成長段階のものに拡大するとともに（ただし、食用については、公共用水面に直接排水する施設で管理するものを対象とした）、生きていないもののうち、対象動物を原料として養殖の用に供するものを加えた（ただし魚粉及び魚油を除く。）。

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、平成28年度は、きんぎょ757件（昨年度881件）、さけ科魚類の発眼卵13件（昨年度10件）及び甲殻類11件（昨年度9件）について、輸入許可を行った。

(2) 国内防疫

ア 平成28年1月に持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）を改正し、同年7月27日付け施行により、国内防疫の対象疾病を輸入防疫と同様に、11疾病から24疾病に拡大するとともに、国内防疫の対象動物にアワビ、カキ、ホタテガイ等の貝類等を新たに追加した。

イ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病であるコイヘルペスウイルス（KHV）病の平成28年度の発生確認件数は、天然水域で3件（昨年度4件）、養殖場等で19件（昨年度13件）であった。また、同じく特定疾病であるマボヤの被囊軟化症の平成28年度の発生確認件数は1件であった。

ウ 国内で発生が確認されているKHV病、アユ冷水病等の重要な疾病について、防疫対策を実施した。また、KHV病等我が国養殖水産動物の重要疾病に対する診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した

5 植物防疫対策

(1) 病害虫防除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省は、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害

虫防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management : IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病害虫・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト及びなし等）のIPM実践指標モデルに基づき、都道府県の実情に合わせたIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進することにより、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17年度から平成28年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全287種類のIPM実践指標について策定されており、都道府県ホームページや農業者指導冊子等に掲載されることにより、農業生産現場で農業者自らがIPMへの取組を確認できる指標として使用されている。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ マイナー作物の農薬登録推進

年間生産量が3万t以下の作物（地域特産作物：いわゆるマイナー作物）では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病害虫に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。そこで、「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」において、都道府県が登録を要望する農薬と農作物を農薬登録推進リストとして取りまとめ、都道府県等の関係者へ情報提供を行った。

また、作物由来の成分により試験が困難となる等の技術的な課題が生じている薬用作物等の地域特産作物について、①農薬の適用拡大試験を行うための試験設計の支援及び農薬の適用拡大に必要な試験（薬効・薬害試験、作物残留試験等）の実施、②多様な防除技術を組み合わせた病害虫防除体系の確立を行うため、「薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業」を実施した。

ウ 発生予察事業

農林水産省では、稻、麦、果樹、茶及び野菜等の病害虫を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計10回発表した。

平成28年度の主な病害虫発生状況は以下のとおり。

(7) 水稲：病害では、梅雨時期に平年より長期にわたり降雨があったことから、一部地域で葉いもちが多発した。8月に入り相次いで台風が接近・上陸したことから、上位葉への病徵の進展が懸念された。そのため、6月下旬から8月中旬にかけて、11県からいもち病の注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。夏期は高温に恵まれたこともあり、葉いもちの発生拡大及び穂いもちへの進展は抑制され、いもち病による被害が問題となることはなかった。

害虫では、斑点米カメムシ類について、6月から9月にかけて本州の多くの地域で注意報（13県延べ15件）が発表され、防除が呼びかけられた。

その結果、全国的に大きな被害には至らなかった。

(i) 麦：春先からの多雨となった北海道では、ほ場の土壤水分含量が長期に亘り高めに推移したため、7月に入りコムギなまぐさ黒穂病の発生が拡大傾向となったことから、直ちに注意報によりほ場観察、罹病株の抜き取りが呼びかけられた。しかし、平年を超える発生となったことから、国及び北海道庁など関係機関による連絡会議が開催され、次期作に向けて、適正な輪作の実施、排水対策等の発生しにくいほ場作り、種子消毒等のまん延防止対策が呼びかけられた。

(4) 果樹：病害では、ナシ黒星病について、春期の調査で本病の発生が平年より多く、梅雨時期の降雨によりさらに発生が拡大することが懸念されたことから、宮城県、福島県及び愛知県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。その結果、当該各県での発生拡大は抑えられ、全国的にも平成27年度と同程度の発生となった。

害虫では、果樹カメムシ類について、予察灯やフェロモントラップへの本虫の誘殺数が平年より多いことから、果樹園への飛来が多くなることが懸念され、5県から延べ5件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。その結果、全国的に果樹への大きな被害はなかった。

(e) 野菜及び花き：病害では、タマネギベト病の注意報発表件数が多く、2月から4月にかけて8府県から延べ11件発表された。佐賀県では、2月から3月の調査において、本病の発生は場率が平年より高まったことから4月上旬に警報が発表された。その後、4月下旬に大雨が続いたことにより感染が拡大し、発生を抑制するために、秋冬期間の防除対策が呼びかけられた。

表10 病害虫発生状況及び防除状況（平成28年度実績）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	地域別概評		
			多い	多い～やや多い	やや多い
(イネ) 葉いもち	292	1,375	近畿、四国 北陸	北陸、東海、南九州 四国、南九州	関東、中国、北九州 北関東、近畿、中国、 北九州
穂いもち	216	1,207			
紋枯病	552	688	東北、北陸	近畿、四国	北海道、北関東、東海、 中国
白葉枯病	4	71			北九州
もみ枯細菌病	21	296	東海		近畿、中国、北九州
セジロウンカ	750	1,123	北関東	東海、中国	南東北、北陸、近畿、 四国、九州、沖縄
トビイロウンカ	91	826			南九州、沖縄
ヒメトビウンカ	689	1,143	南東北、北関東、 北九州	北東北、中国	北海道、甲信、北陸、 近畿、四国
斑点米カメムシ類	549	1,594	北東北、北関東	南東北、北陸、東海、 四国	南関東、甲信、近畿、 九州、沖縄
コブノメイガ	107	504	四国		北関東、近畿、沖縄
イネミズゾウムシ (ムギ類)	511	869			北関東、四国
うどんこ病	22	306	北関東、東海、北九州	北陸	北東北、関東、四国
赤かび病	94	513	北海道、北東北、東海	中国、北九州	北関東
雪腐病類	22	96	—	—	—
(ダイズ) ハスモンヨトウ	40	77	南東北	北陸、東海、近畿、 中国、四国、北九州	北関東、南九州
吸実性カメムシ類	31	89	南関東、四国	北東北、東海	南東北、北陸、北九州
(カンキツ類) 黒点病	49	215	中国、四国	九州	南関東、東海
かいよう病	16	85		四国	東海、中国、九州、沖縄
(リンゴ) 斑点落葉病	8	324			北海道、北東北
腐らん病	5	64	北海道、北東北		
ハダニ類	6	42	東海		南東北、北関東
(ナシ) 黒斑病	1	39			中国
黒星病	5	130	東北	東海、中国、九州	北陸、四国
ナシヒメシンクイ	1	69		北陸	南東北、四国
(モモ) せん孔細菌病	4	48	東海、中国	近畿	東北、甲信、北陸、四国
灰星病	1	35	北陸		
(ブドウ) 晚腐病	2	43			甲信、東海、中国
ベと病	5	55	北東北、北関東、四国		甲信、東海、近畿、 中国、北九州
地域別概評					
(野菜共通) 疫病	1	13	トマトで発生が多い		
灰色かび病	4	81	いちご及びトマトで発生が多い		
ハスモンヨトウ	14	119	かんしょ、トマト、ナス、ネギ、きやべつ、ダイコン及びサトイモで発生が多い		
ハダニ類	9	52	いちご、なす及びピーマンで発生が多い		

害虫では、ヨトウムシ類について、フェロモントラップへの誘殺数が多い等の理由から、12府県から延べ14件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。その結果、野菜類での大きな被害はなかったものの、一部の地域では大豆における被害が見られた。

エ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病害虫防除所が国の発生予察事業への協力及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県～植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農林水産航空事業等

平成28年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積（林野を除く。）は、水稻防除3万5千ha、水稻以外（畑作物・果樹）防除1万ha、その他（播種・施肥等）1千ha、ミバエ類再侵入防止等255万ha、計258万4千haであった。このうち、水稻防除の実面積は3万1千haで、関係農家数は約2万8千戸であった。林業関係では、松くい虫防除1万4千haと野ねずみ駆除5万6千haを中心として、計7万haであった。

産業用無人航空機による農薬散布等については、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知）に基づき安全かつ適正な実施を図った。産業用無人航空機による農薬散布等の延べ面積は、水稻防除91万1千haを中心として、計104万6千haであった。

平成27年12月に改正航空法が施行され、産業用無人ヘリコプターやドローンと呼ばれる小型無人航空機が規制の対象となったことから、農林水産省では、安全かつ適正な農薬散布の実施を図るため、策定していたガイドラインについて、改正後の航空法に基づく手続内容を反映した新たなガイドライン「空中散布等における無人航空機利用技術指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知）を策定した。

カ 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該農薬の登録が行われていない等の理由により、輸出相手国の残留農薬基準値が我が国の基準に比べて低いものが多く、結果として輸出向けの農産物に使用可能な農薬が少なくなっている。こうした状況の下、輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減す

る新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入することを目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立導入事業」を実施した。平成28年度は、かんきつ、なし及びりんご（有袋栽培）について取組み、事業成果は「病害虫防除マニュアル」として農林水産省のホームページに掲載し、輸出に取組む産地における農薬使用の参考とされている。

(2) 植物防疫

ア 輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアセスメントの結果等を踏まえ、13種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病害虫）を新たに指定する等の農林水産省令の改正及び関係告示の制定・改正を行い公布した。（最終施行は平成29年5月）

イ 輸入検疫

平成28年度においては、栽植用苗・球根約8億8千万個、種子約2万1千t、切り花約21億1千万本、生果実約161万t、野菜約98万t、穀類・豆類約2,677万t、木材約351万m³、その他雑品等約979万tについて、輸入検疫を実施した。

輸入が禁止されている植物であっても、病害虫の侵入を防止する措置が確立した場合には、相手国との協議等を経て、輸入を解禁又は輸入条件を緩和している。平成28年度においては、科学的知見に基づき6か国2地域と対面協議を実施した。

ウ 輸出検疫

(ア) 平成28年度においては、栽植用苗・球根1,075万個、種子2,399t、切り花103万本、生果実2万9千t、野菜2万7千t、穀類・豆類12万2千t、木材71万m³、その他雑品7万9千tについて、輸出検疫を実施した。このうち、輸出検査の利便性向上のため、青森県津軽地域における台湾向けりんご、豊明花き地方卸売市場におけるアジア向け苗及び切り花等、1万4千件の集積地検査を実施した。

また、農産物を手荷物として諸外国に持ち出す際の輸出検査の利便性向上のため、新千歳空港に輸出検疫センターを設置した。

(イ) 平成28年度においては、輸出振興を図るため、豪州向け玄米、カナダ向けりんご・なし、ベトナム向けなし、米国向けうんしゅうみかん・かきなど輸出戦略実行委員会において整理された輸出環境課題等を中心に検疫協議を戦略的に進め、科学的知見に基づく技術的協議を重ねた結果、豪州

向け玄米、ベトナム向けなし及びペルー向け精米等（携帯品）の輸出解禁、カナダ向けりんごの全品種の追加解禁（携帯品を含む）、米国向けうんしゅうみかん及びカナダ向けなし（携帯品を含む）の輸出生産地域の追加を実現し、輸出が行われた。

(イ) アジア型マイマイガ（AGM）については、米国等のAGM規制国に承認された民間検査機関による船舶検査及びAGM不在証明書の発給が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成28年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病害虫のまん延防止等を図るため、以下の対策を実施した。

(ア) 北海道ほか9県において、原種ほ及び採種ほを対象に、種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) 岡山県ほか12県において、かんきつ類及びぶどう等の母樹を対象に、ウイルス病の検査を実施した。

(ウ) 我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか19種の病害虫を対象に、その侵入を早期に発見するため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において、侵入警戒調査を実施した。

(エ) 我が国未発生の病害虫が国内に発生した場合について、「重要病害虫発生時対応基本方針」（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、都道府県等から発見の報告が24件あり、調査・防除等を実施した。

(オ) 我が国の一地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーニング病菌等について、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に、移動規制に係る取締を実施した。

(カ) 平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスについては、平成28年度に新たに感染が確認された神奈川県横浜市、岐阜県各務原市、愛知県犬山市及び江南市の一部地域を加えた4都府県19市町において、根絶を目指した緊急防除を実施している。また、東京都あきるの市、青梅市、八王子市及び西多摩郡奥多摩町並びに兵庫県宝塚市の一部地域では根絶が確認されたため、防除区域から除外した。

(キ) 平成27年9月以降、鹿児島県奄美大島において、ミカンコミバエ種群の誘殺が多数確認されたことから、有人ヘリコプターを用いた誘殺板の散布、寄主果実の除去等を実施するとともに、同年12月より緊急防除を開始し、寄主果実の移動制限等を

実施した。その後の調査で本種の根絶が確認できたことから、平成28年7月14日緊急防除を解除した。

(ケ) 平成27年8月、北海道網走市内的一部地域において、我が国で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたことから、平成28年10月より緊急防除を開始し、発生ほ場においてばれいしょ等のなす科植物の栽培を禁止等、当該線虫のまん延防止対策を徹底した。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に66か所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

6 SPS協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS委員会

WTO協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS措置）を対象とし、これらの措置が科学的な原則に基づいてとられること等を求めている。

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、SPS措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置されており、例年3回、スイスのWTO本部で開催されている。平成28年度においては、我が国は、平成28年6月、10月及び平成29年3月に開催された会合に出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

農林水産省としては、コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、政府代表団の一員として職員を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成28年度においては、第39回総会、第71回及び72回執行委員会、第20回アジア地域調整部会のほか、8の一般問題部会、2の

個別食品部会に出席した。また、消費・安全局食品安全政策課調査官が第39回総会においてコーデックス委員会副議長選挙に再選した（任期：平成29年7月まで）。

イ コーデックス連絡協議会

農林水産省は、厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成28年度においては、「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計6回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供とともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

(3) 動物衛生関係

OIEは、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する基準（OIEコード等）を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病の監視及び防疫に関する研究の国際的調和を図る等の活動を行っている。

このOIEが定める基準は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置付けられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合には、原則としてOIEが定める基準に沿った内容とすることとなっている。

また、OIEは動物の衛生等の推進のためには、官民合わせた国の獣医組織全体の能力を高めることが重要であるとの認識のもと、加盟国の獣医組織能力評価を実施している。我が国はOIEによる獣医組織能力の客観的評価を活用するため平成28年にOIEの調査団による現地評価を受けた。

ア OIE総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年5月にフランスのパリで開催される。平成28年の第84回OIE総会は、5月22日から同月27日まで開催され、我が国も出席した。本総会においては、新たに農研機構動物衛生研究部門が牛痘のレファレンスラボラトリとして指定を受けたほか、は虫類を新たに陸生動物コードの対象とすることとなった。

イ 口蹄疫・鳥インフルエンザ等に関する国際会議

アジア地域の口蹄疫防疫能力を強化するために、平成29年3月には、OIE/FAO東南アジア・中国及びモンゴル口蹄疫防疫（SEACFMD）調整委員会会合がカンボジアのシェムリアップで開催され、本地域における口蹄疫の疫学や、各国ごとの最新の取組や連携状況の報告等が行われた。

口蹄疫防疫に関して東アジア地域各国の協力を推

進するため、平成23年から毎年「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域口蹄疫シンポジウム」が開催されているところであり、平成28年においては、鳥インフルエンザもテーマに追加され、12月に中国北京で開催された。日本、中国及び韓国の行政官及び専門家が参加し情報交換等を行った。

平成28年度7月に第9回OIE・FAOアジア太平洋GFTADs（越境性動物感染症の防疫に関する国際的枠組み）地域運営委員会会合及び第1回東アジア首席獣医会合が東京で開催され、国際、地域及び準地域レベルでの越境性感染症の状況及びOIE、FAOの越境性感染症の制御計画等について議論した。

ウ G7主席獣医官会合

平成28年度4月に開催されたG7新潟農業大臣会合において、「G7獣医当局間の協力枠組」の設置が合意され、その活動の一環として、同年11月に、G7各國の首席獣医官等が参集する「第1回G7首席獣医官会合」を農林水産省の主催で東京にて開催した。本会合においては、主席獣医官ワンヘルス・ワーキンググループの設置について合意されたほか、薬剤耐性及び越境性動物感染症に関する意見交換を実施した。

エ OIE連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者並びに消費者と行政機関との間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として、平成22年5月から、「OIE連絡協議会」を設置している。平成28年度は、7月1日及び12月9日に同協議会を開催し、「アフリカ豚コレラ」、「豚繁殖・呼吸障害症候群」、「商用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理」、「アニマルウェルフェアと豚生産システムアフリカ豚コレラ」、「結核菌群感染症高度な衛生状態にある馬群」及び「動物を基礎とする測定指標の利用に関する指針商用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理」等のOIEコード改正案等について、意見交換を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）は、植物と植物生産物に対する病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）等に基づくこととし

ている。ISPMはIPPC加盟国の協議を経て、IPPC総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア IPPC総会（「植物検疫措置に関する委員会」）

平成28年4月にFAO本部（イタリア）で開催された「第11回IPPC総会（CPM11）」に出席し、本委員会では、植物検疫処理に関する基準、ミバエの寄主判定手法に係るISPM等の議論及び採択に参加した。6月には本総会の結果について報告会を開催し、意見交換を行った。

イ 専門家会合

平成28年5月及び平成28年11月にFAO本部で開催された「IPPC基準委員会」、10月にFAO本部で開催された「IPPC戦略計画グループ会合」にそれぞれ出席し、ISPMの策定・実施に関する改善対策等について検討を行った。また、6月にカナダで開催された「IPPC森林検疫に関する技術パネル」に出席したほか、9月に我が国（東京）で、「IPPC植物検疫処理に関する技術パネル」を開催し、処理基準の策定について意見交換を行った。

ウ その他会議

平成28年6月にタイで開催された「APPPC（アジア・太平洋地域植物防疫委員会）・サーベイラントに関するワークショップ」、7月に韓国で開催された「APPPC・ISPM案検討ワークショップ」及び9月に中国で開催された「APPPC・報告義務に関するワークショップ」に出席し、アジア・太平洋地域各国の取組状況を共有し、地域の取組について検討を行った。また、平成28年11月にはFAO本部で開催された「国際植物衛生年（仮称）運営委員会会合」に出席し、2020国際植物衛生年に向けた活動について意見交換を行った。

エ IPPCに関する国内連絡会

策定中のISPM案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPCに関する国内連絡会」を平成19年9月より開催しており、平成28年度はISPM案の加盟国協議期間が7～9月の3ヶ月に短縮されたことに伴い、9月に開催した。また、一般向けの説明会として、平成28年7月に「ISPM案に関する説明会」及び平成29年2月には「第12回IPPC総会に向けたISPM案説明会」を開催し、使用された車両等の国際移動や種子の国際移動に関するISPM案等について広く関係者と意見交換を行った。

7 食品安全に関する危機管理の対応

（1）緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成28年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。また、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」等に基づき、緊急事態の際に政府一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、関係府省と合同で実施する訓練に参加した。

（2）伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合での食品テロ防止対策

伊勢志摩サミット会場及び関係閣僚会合会場での食品テロを防止するため、事業者が取り組む具体的な対策を構築し、事業者への助言・指導を実施した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品の表示

（1）食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示制度は、食品表示法（平成25年法律第70号）により定められている。食品表示法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律103号）の3法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したもので、平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

また、具体的な表示のルールを定めた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）は、平成27年3月20日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

食品表示基準の企画立案及び執行については、消費者庁が担当している。ただし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、農林水産省でも行っている。

(2) 食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に監視担当職員を配置するとともに、食品表示110番等を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、食品表示法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、違反が常習性がなく過失による一時的なものであって、違反業者が直ちに表示の是正を行い、かつ、事実と異なる表示があつた旨を速やかに消費者等に情報提供しているなどの改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。さらに、指導件数等を定期的に公表している。

また、食品表示監視業務について、帳簿や書類等による検証に加え、原産地判別等にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法を活用することにより、監視業務の高度化・効率化を図っている。

なお、平成27年10月より、地方農政局等に配置されている監視担当職員を「広域監視官」に統一し、食品表示法のほか、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）等に基づく監視・取締りを横断的に実施している。

(3) 加工食品の原料原産地表示制度の検討

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とことされ、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とこと整理されたところである。

また、TPPの大筋合意を踏まえ策定された「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とことされた。

このため、加工食品の原料原産地表示については、平成28年1月以降、消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に、

- ① 国内で製造されている全ての加工食品について重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする
- ② 義務表示の方法として、「国別重量順表示」を原則としつつ、実行可能な表示方法の仕組みを整備する

ことを内容とする「中間取りまとめ」が公表された。

この取りまとめを踏まえ、消費者庁において、新しい表示制度の具体化のための検討をしているところである。

2 米穀等の適正流通の確保

(1) 米穀等のトレーサビリティの運用

国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品安全などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ確に特定できること、また、米穀等の産地情報の提供を促進することが重要である。

こうした中、米穀等を取り扱う生産者、食品製造業者、食品卸売業者、外食事業者等に対し、

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ② 取引先や消費者に対して、米穀等の産地情報を伝達すること

を義務付ける米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）が、①については平成22年10月から、②については平成23年7月から施行された。

(2) 米穀等の適正流通の監視

農林水産省では、都道府県等と連携し、米穀等を取り扱う事業者に対して米トレーサビリティ法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、立入検査を実施し、違反が確認された事業者に対して文書指導等の措置を行った。

3 トレーサビリティの推進

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されている全ての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提供業者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局等では、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・

伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から買上げた調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

(2) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成27年3月に新たに策定された食料・農業・農村基本計画等において、取組の拡大を推進することとされた。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行うとともに、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとに段階的な取組の進め方などを解説した「実践的なマニュアル」を食品事業者等へ配布・説明し、周知を行った。

4 リスクコミュニケーション等の推進

(1) リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

食品中の放射性物質に関する説明会・意見交換会について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとした。また、農林水産省消費者の部屋において、平成29年3月6日から10日にかけて特別展示を開催するなど、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換等に取組んだ。

表11 開催実績

食品中の放射性物質対策	9回
食品の安全を守る取組	2回
BSE対策	2回
健康食品との付き合い方	1回
動物検疫所見学・説明会	1回

イ 消費者など関係者との定期情報交換会

消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

表12 開催実績

意見交換会	全国計 53回
講師等の派遣	全国計 57回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、随時、食品安全に関する消費・安全局の取組を農林水産省Webサイトに掲載した。

また、農林水産省及び関係府省のWebサイト上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成29年3月末現在の登録件数：約1万7千通）。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で2,111件）を行った。また、相談結果等をとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（102件）を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問（28校、244名）を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第3節 健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

(1) 食育推進基本計画

「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月18日食育推進会議決定)に基づき、計画の重点課題である「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」等について、関係各府省庁等が連携をとりながら、政府として一体的に取り組んだ。なお、内閣府で担当していた食育推進基本計画の作成及び推進に関する事務は、平成28年4月に農林水産省に移管された。

(2) 食育の推進に関する年次報告

食育基本法第15条の規定に基づき、「平成28年度食育推進施策」を平成29年5月30日に閣議決定し、同日付けて第193回国会に提出した。

特集として、食育をめぐる生産や消費、食生活の動向と食育の推進及び食育推進計画の「今」を取り上げるとともに、平成28年度に講じた食育推進施策の具体的取組等について記述した。

(3) 食育活動の全国展開事業委託費

「食育月間(6月)」の全国規模の中核的行事として、「第11回食育推進全国大会inふくしま」を、平成28年6月11日、12日に、福島県郡山市において、農林水産省、福島県、第11回食育推進全国大会福島県実行委員会の共催により開催し、2日間で約2万6千人が来場した。

また、「食育推進ボランティア表彰」を実施し、全国58件の応募の中から、農林水産大臣賞として10事例を表彰した。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のほ場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等(第一種使用等)」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響(野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等)

を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣)に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成28年度においては、遺伝子組換え農作物13件、遺伝子組換えカイコ4件及び遺伝子組換え生ワクチン1件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で国民からの聴取した意見を適宜反映した。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等(第二種使用等)」をする者は、その拡散防止措置(設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置)について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣(農林水産分野は農林水産大臣)の確認を受けること」が義務付けられている。

平成28年度においては、遺伝子組換え動物5件及び遺伝子組換え微生物3件について確認を行った。

(3) 未承認の遺伝子組換え農作物への対応

未承認の遺伝子組換え農作物の種子及び苗が我が国に流入し栽培されることを防止するため、カルタヘナ法第31条に基づき、輸入時の検査を実施している。平成28年度は、アマ、カリフラワー、キャベツ、コムギ、ダイズ、ナス、パパイヤ、ピーマン及びワタを対象として、計104件検査した。その結果、未承認遺伝子組換えパパイヤ及びワタの混入を計9件確認した。これらの種子や苗は、輸入者に対し、漏出・発芽しない方法により確実に処分するよう指導した。